

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 30日

香川県知事 殿

提出者



住 所 香川県高松市番町四丁目1番10号

氏 名 流域下水道管理者 香川県知事 池田豊人
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 087-831-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中讃流域下水道(大東川処理区)大東川浄化センター
事業場の所在地	香川県綾歌郡宇多津町字吉田4001-4
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電気・ガス・熱供給・水道業
② 事業の規模	現有処理能力 日最大24,000m ³
③ 従業員数	23名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 大東川浄化センター 廃棄物処理フローシートのとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2 大東川浄化センター 産業廃棄物の処理に係る管理管理体制に関する事項 のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度(令和4年度)実績】						単位:t
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥					
		排出量	47,396.30	11.37				
<p>(これまでに実施した取組) 下水処理に当たり、標準活性汚泥処理を適正に維持管理して発生する汚泥量を抑制するとともに、その発生する汚泥(濃縮汚泥)47,396.30tについて脱水機を用いて脱水処理を行い、汚泥量の抑制に努めた。</p>								
		【本年度(令和5年度)計画】						単位:t
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥					
		排出量	47,610	17				
<p>(今後実施する予定の取組) 下水処理に当たり、標準活性汚泥処理を適正に維持管理して発生する汚泥量を抑制するとともに、その発生する汚泥(濃縮汚泥)47,610tについて脱水機を用いて脱水処理を行い、汚泥量の抑制に努める。</p>								

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下水処理に伴って発生する汚泥(脱水汚泥)5,067.8tと汚泥(しさ・沈砂)11.37tを分別して廃棄物処理を委託した。</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下水処理に伴って発生する汚泥(脱水汚泥)4,985tと汚泥(しさ・沈砂)17tを分別して廃棄物処理を委託する。</p>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和3年度)実績】								単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥						
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量								
(これまで実施した取組) -									
②計画	【目標】								単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥						
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量								
(今後実施する予定の取組) -									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】								単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥						
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量								
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 42,328.50									
(これまで実施した取組) 下水処理に当たり、標準活性汚泥処理を適正に維持管理して発生する汚泥量を抑制するとともに、その発生する汚泥(濃縮汚泥)について脱水機を用いて脱水処理を行い、汚泥量の抑制に努めた。									
②計画	【目標】								単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥						
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量								
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 42,625									
(今後実施する予定の取組) 下水処理に当たり、標準活性汚泥処理を適正に維持管理して発生する汚泥量を抑制するとともに、その発生する汚泥(濃縮汚泥)について脱水機を用いて脱水処理を行い、汚泥量の抑制に努める。									

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量							
(これまでに実施した取組)								
-								

②計画	【目標】							単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量							
(今後実施する予定の取組)								
-								

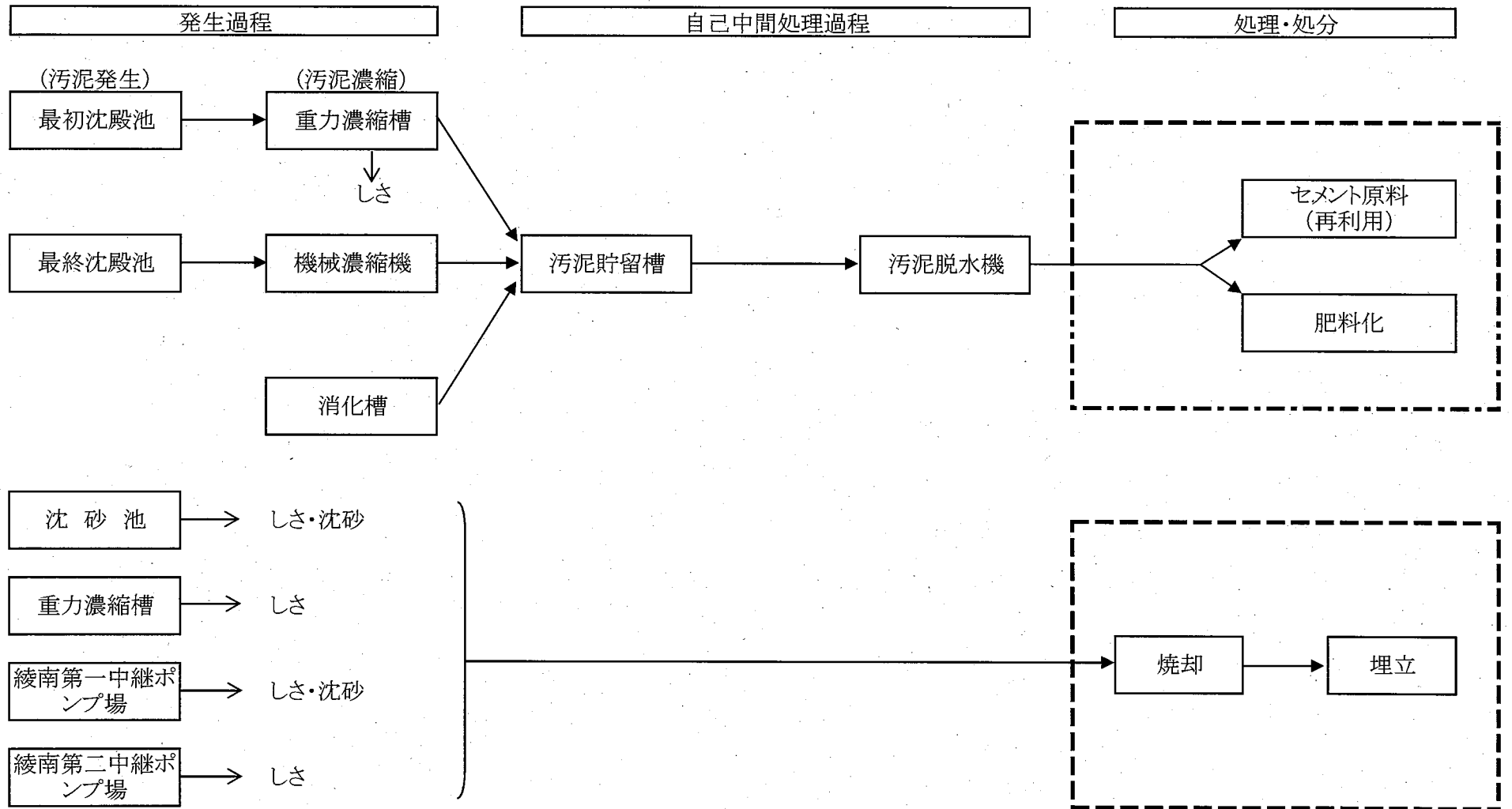
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥					
	全処理委託量	5,067.80	11.37					
	優良認定処理業者への処理委託量		11.37					
	再生利用業者への処理委託量	5,067.80						
	認定熱回収業者への処理委託量							
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
(これまでに実施した取組)								
汚泥をセメントの原料化及び肥料化し、再利用に努めた。								

【目標】		単位:t						
産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥						
全処理委託量	4,985	17						
優良認定処理業者への処理委託量		17						
再生利用業者への処理委託量	4,985							
認定熱回収業者への処理委託量								
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
②計画	(今後実施する予定の取組) 汚泥をセメントの原料化及び肥料化し、再利用に努める。							
※事務処理欄								

別紙1 大東川浄化センター廃棄物処理フローシート

→ 廃棄物処理の流れ
 - - - 委託処理部分の範囲



別紙2 大東川浄化センター産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び役割

	職名	役割
廃棄物処理 総括責任者	香川県下水道課長	○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理の総括
廃棄物担当者 (下水道課)	下水道課職員	○廃棄物処理計画の作成、検討 ○処理業者、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理状況の把握 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
廃棄物担当者 (公財)香川県下水道公社)	事務局職員 大東川事務所職員	○産業廃棄物管理票の交付、管理 ○監督官庁への各種報告 ○委託業者に対する指導、啓発 ○産業廃棄物処分委託料の支払い ○その他関係する事項

(2) 管理組織図

